

# 甲南大学法科大学院入学試験問題について

## － 2015 年一般入学試験（後期募集） －

試験科目：刑事訴訟法（担当：法科大学院 渡辺顛修）

### 1. 出題趣旨

次の3項目について簡潔に説明することを求めるものである。

- (1) 通常逮捕から勾留までの手続の概要
- (2) 公判前整理手続での証拠開示の構造
- (3) 319条の趣旨

いずれも条文を参照しながら、手続の特徴点、注意すべき点などを的確に摘示できるかを問うものである。法科大学院終了段階では、「被疑者・被告人に簡単に説明できる程度の暗記と説明力」が求められる事項である。

それぞれ特に次の点の記述が望ましい。

- (1) 身体拘束の時点から検察官による勾留請求までの時間の制約を明記すること。誰が、どのような手続を、いつおこなうのか明確にすること。
- (2) 検察官による請求証拠開示、被告側の類型証拠開示、被告側の主張関連証拠開示の三段階構造を説明すること。
- (3) 1項が自白の証拠能力に関する規程、2項が証拠能力のある自白の証明力に関するいわゆる補強法則（318条の自由心証主義に対する例外）であることを明示し、自白の証拠能力を虚偽排除、人権擁護、違法排除の観点から総合的に判断すること（判例の立場）をひとつと加えること。補強法則の趣旨は、自白の信用性を担保できる証拠が必要であること（実質説。判例）を指摘すること。

### 2. 採点実感

○ 条文を写しただけの答案があり物足りない。

○ 条文にプラスアルファを加えるときにも、思いつきのよう記載がなされているものがある。そうではなく、なにが大切なのかを考えて（例えば被疑者には何を伝えるべきといった視点）記述してほしい。

### 3. 学習方法

本学では、刑事訴訟法は基本概念・基本原則を条文と判例に従って説明できるかを問うものとしている。渡辺修『基本講義・刑事訴訟法』（法律文化）など法科大学院で実務家を育てる観点で書かれた基本書で正確な理解と暗記をすること。